

令和2年11月27日

【照会先】

雇用環境・均等局

職業生活両立課：佐藤、安部

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の 対象期間の延長について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、

- ・ 正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度
(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金)
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方向けの支援金制度
(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金)

を創設し、令和2年2月27日から同年12月31日までの間に取得した休暇等について支援を行っています。

今後、対象となる休暇取得の期間を令和3年2月末まで延長する予定ですので、お知らせいたします。

詳細については、あらためて公表いたします。

<問い合わせ先>

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

電話：0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

<参考：厚生労働省HP>

・ 助成金の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

・ 支援金の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html